



第4部 計画の推進

第1章 行政運営方針

将来像の実現に向けて、基本計画を着実に推進するため、次のとおり行政運営の方針を定めます。

質の高い行政運営

限られた財源を有効活用し、質の高い行政サービスの提供に努めます。また、職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。

さらに、国の動向など時代に即応した対応がとれるよう、継続的に組織機構の見直しを行い、機能的かつ効率的な組織体制の構築を図ります。

公共施設の管理・運営

学校、道路など公共施設の老朽化の状況や、今後の公共施設のあり方を検討するとともに、長期的視点に立った計画的改修や長寿命化等による財政負担の軽減を図り、また、人口減少を踏まえた施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で、施設の更新、統廃合など、公共施設等の最適な配置に努めます。

ICT等(情報通信技術)の利用検討

ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を図ります。また、個人情報保護を図りつつ、情報公開制度のさらなる充実を図り、公正で透明な開かれた市政を推進します。

広域行政の対応

日常における市民の生活や活動が市域を超えて広域化していることから、新たな広域行政サービスの展開など周辺自治体との連携を強化し、広域的視点に立った効率的な行政運営を推進します。

第2章 協創と協働によるまちづくり

地方分権が進展していくなか、自己決定・自己責任に基づく、特色ある自治体運営が求められており、こうした背景をもとに、まちづくりの基本的なルールとなる「丸亀市自治基本条例」が定められました。自治基本条例では、市民・各種団体・市の役割や、市民の市政への参加や協働の仕組みを定め、市民と行政がともにまちづくりを進めていくことの重要性を伝えています。

その後、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」を制定し、市民、コミュニティ、市民団体、事業者など、自主的で自立した多様な主体と市が対等な立場、よきパートナーとして、ともに地域課題の解決に取り組んで行くことや、市民活動と協働の促進に関する具体的な事項を定めました。

これらの条例を踏まえつつ、第一次丸亀市総合計画では、「協創でつながるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、市民一人ひとりが主体となるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、第一次計画の考え方を引き継ぎながら、「協創と協働」の視点により、まちづくりを推進します。

まちづくりのキーワード

まちづくりに関わるすべての人や団体が、協力してまちを創り上げる = **協創**

まちづくりの手法

立場の異なる者が同じ目標に向けて協力する = **協働**

協創には、次のようなものがあります。

人と人の協創

地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供し合い、お互いに協力し、助け合いながら、いきいきとした元気のあるまちを目指します。

自然や歴史、まちの協創

自然・歴史・文化・まちの賑わいなど各地域の財を生かし、それらをつなぎ交流を図ることで、個性と魅力にあふれたまちを目指します。

市民と行政の協創

市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、互いの役割と責任を自覚し、力を合わせて暮らしやすく快適なまちを目指します。

第3章 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、丸亀市では下記のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。進行管理の内容は公表し、取組の成果を明らかにします。

